

事 務 連 絡  
令和 4 年 3 月 28 日

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 12 号）誤りに関する注意事項について

令和 4 年 3 月 18 日、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 12 号。以下「改正省令」という。）を公布しました。

改正省令においては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）第 12 号の 4 様式（国際水バラスト管理証書の様式）を新旧形式によって改正していますが、改正前欄中「method(s)」とすべきところを誤って「methood(s)」としています。

この誤りは、改正対象箇所の範囲外における誤りであるため、改正そのものに影響を及ぼすものではありませんが、本誤りによる更なるミスを防ぐため、すべての改正を正しく反映した改正後の海防法施行規則及び海防法検査規則の溶け込み版を別紙のとおり周知いたします。

- ・別紙①（改正後の海防法施行規則の条文）
- ・別紙②（改正後の海防法検査規則第十二号の四様式）
- ・別紙③（改正後の海防法検査規則第十二号の五様式）